

イタリアにおける組閣過程における大統領の役割と関連法令

調査及び立法考査局イタリア法研究会*

【目次】

はじめに

I 組閣をめぐる首相任命権者の役割

II 組閣手続の概要

III 最近の内閣交代にみる大統領の役割

おわりに

翻訳：イタリア共和国憲法(抄)

政府の活動及び内閣総理大臣府の制度の規律
について定める1988年8月23日の法律第400号
(抄)

2008年2月6日の共和国大統領令第19号

2008年2月6日の共和国大統領令第20号

2008年5月7日の共和国大統領令(内閣総理大臣
及びその他大臣の辞任の受理)

2008年5月7日の共和国大統領令(内閣総理大臣
の任命)

2008年5月7日の共和国大統領令(大臣の任命)

動議(下院)

信任動議(上院)

はじめに

2006年4月の総選挙で辛勝し、同年5月にプローディ元首相を首班として新内閣を発足させた中道左派連合は、上院で過半数を1議席上回るのみであったこと、また、左派政党から中道政党までを幅広く含む9政党から構成されていたことから、発足当初から不安定な政権運営を余儀なくされていた。

2007年2月21日、政府が示した外交方針全般に対する賛否を上院で採決したところ、連立与党内から造反者が出て否決され、プローディ首相が大統領に辞表を提出する事態となった。しかし、この時は、直後に上下両院で信任決議案が可決され、プローディ内閣は政権を維持した。

2008年1月には、汚職の嫌疑をかけられたマ

ステッラ法相が属する小政党が連立与党を離脱し、政権与党の上院での議席数が過半数を割る事態となった。プローディ首相は上下両院で信任投票に臨んだが、上院で信任決議案が否決されて内閣総辞職に至り、大統領による暫定政権樹立の働きかけも失敗し、結局、総選挙が実施された。総選挙の結果、上下両院で過半数を占めた中道右派連合によるベルルスコーニ内閣が成立したところである。

ところで上記のような内閣存立の危機に際して、関係者との協議、新たな首相の指名、議会解散と総選挙実施の決定などを通じて、大統領が重要な役割を担っていることが注目される。本稿は、このような組閣過程におけるイタリア大統領の役割を、関係法令等の訳文を提示しながら、概観するものである。

I 組閣をめぐる首相任命権者の役割

1 諸外国の状況

アメリカのように大統領制を採用する国においては、大統領は選挙によって自動的に確定し、大統領の選任について他の機関に裁量の余地がないことは当然である。

他方、議院内閣制を採用する国においては、総選挙で確定するのは議会における各政党の議席数であって、内閣の長となる首相が自動的に確定するわけではない。しかし、わが国の憲法第6条が「天皇は、国会の指名に基づいて、内閣総理大臣を任命する。」と、また同第67条第1項が「内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。」と規定しているように、首相の選任手続を憲法に規定している場合も、やはり任命権者に裁量の余地はない。また、そのような手続が憲法に規定されていなくとも、たとえば、下院で第一党が単独過半数を

占めることが常である戦後のイギリスでは、第一党が政権を担当することが明らかであり、かつ、第一党の党首が首相に就任するのが通例であるから、総選挙の結果が事実上首相を確定し、任命権者である国王(女王)に裁量の余地はない。また、連立政権の成立が常であるドイツでは、首相候補者があらかじめ有権者に提示され、また、ほとんどの場合、二大政党のいずれかを軸とした政権が成立するので、総選挙の結果が首相を事実上確定する。^(注1)

しかし、内閣総理大臣の選任手続が法定されていない国において、有力な連立与党の組み合わせが複数考えられうる場合や、政治的危機などに際して暫定内閣を組織すべきと判断される場合は、通常は裁量の余地はないと解される首相の任命について、任命権者には裁量権を行使し得る余地があると解される。^(注2)

2 イタリア

イタリア共和国憲法は、首相の任命に関して、その第92条第2項で、大統領が首相を任命することを規定するのみで、その選任手続を明示しておらず、したがって、大統領は、首相任命権を^(注3)実質的に行使し得ると解されている。

しかし、この権限を実質的に行使し得る局面は限定される。なぜならば、総選挙後の首相任命については、近年、首相候補者が有権者に明示された上で総選挙が行われるため、あらかじめ任命すべき者が明らかだからである。^(注4)他方、任期途中で内閣の存立が危機に陥った場合、たとえば、内閣信任案が否決された、あるいは、連立与党の一部が離脱して政権維持の^(注5)目途が立たないなどの場合は、大統領は、自らの主導でその後の対応を模索することになる。すなわち、関係者との協議を通じて新たに首相を任命し、首相に任命すべき者が見当たらない場合には、憲法第88条に基づいて議会を解散し、総選挙を実施するのである。

II 組閣手続の概要

I-2で述べた通り、イタリア共和国憲法は、^(注7)組閣作業を担う首相の任命手続きについて何ら言及していない。しかし、だからと言って大統領は任意の手順で首相を任命することができるのではない。法令上明示されていないが、以下の通りの確立された手続が存在する。すなわち、「協議」、「委任」、「任命」の3つの段階を経て内閣が成立するのである。^(注8)

協議段階において、大統領は、関係者との協議を通じて、新たに内閣を成立させる環境が整っているかを確認する。協議の相手方としては、大統領経験者、両院議長、政党・会派の代表者、社会経済団体の代表者が挙げられる。この協議のスケジュールおよび相手方は事前に^(注9)大統領府から公表され、ナポリターノ大統領の例を見ると、協議相手方1組当たり20分間から30分間、^(注10)最長で45分間を協議時間に充てている。大統領による協議だけでは不十分な場合は、上院または下院議長などに委任し、協議を継続させることができる。^(注11)

委任段階では、こうした協議の結果を受け、大統領が、議会で多数派を形成し得る者に対して、^(注12)口頭で組閣の委任を与える。一旦大統領がこの委任を与えた場合は、たとえ大統領本人でも、その委任をもっぱら政治的な動機で撤回したり、委任を受けた者の決定に干渉したりしてはならないとされている。^(注13)

任命段階では、委任を受けた者が、連立形成が見込まれる政党との協議を調べ、大統領にその旨を報告し、閣僚名簿を提示する。これを受けて大統領は、大統領令によって首相を、また、首相の提示した閣僚名簿に基づいて大臣を任命し(憲法第92条第2項)、首相とその他の大臣は、大統領の面前で宣誓を行い、正式にそれぞれ就任する(憲法第93条、後掲法令2)。

内閣はその成立後10日以内に、両議院の信任を受けなければならないが(憲法第94条第3項)、

それに先立ち、政策綱領を閣議で決定する。^(注14)政策綱領の公表は、慣例により、一議院に対しては口頭で、他議院に対しては文書で行う。^(注15)各議院では、政策綱領について討論を行った後、理由を付した内閣信任動議を、記名投票によって採決する(憲法第94条第2項)。なお、組閣が不調に終わった場合は、議会を解散し、総選挙を実施することも大統領の選択肢の一つである(憲法第88条)。この場合、大統領は、総選挙の公示を行い、新たな議会の開会日を定めるが(憲法第87条第3項)、この総選挙の実施日は議会解散の日から70日以内とし、新たな議会の開会日は総選挙後20日以内としなければならない(憲法第61条第1項)。

Ⅲ 最近の内閣交代にみる大統領の役割

1 辞表を提出した内閣に政権維持を要請

2007年2月21日、プローディ政権は、アフガニスタンにおけるイタリア軍駐留延長経費の予算審議に先立って、外交方針全般について上院で採決を行ったところ、その方針に軍のアフガニスタン派遣継続が含まれていたため、従来からこれに反対していた連立与党内の最左派グループから造反者が出て否決された。これを受けて同日午後、プローディ首相は大統領府にナポリターノ大統領を訪ね、上院での信任投票について説明を行い、辞表を提出した。これに対して大統領は、辞表の取扱いを保留し、善後策について2月22日10時30分から協議を開始すると発表^(注16)した。

大統領による協議は、2月22日から23日にかけて行われたが、そのスケジュールを見ると、22日は10時30分から12時30分頃まで上下両院議長と、16時30分から19時頃まで会派代表者9組と、23日は9時から13時頃まで、16時から20時頃までに17組の会派代表と3名の大統領経験者(終身上院議員)^(注17)と協議する^(注18)というものであった。協議の結果、大統領は、上院

での賛否の差がわずか2票であったことや、2月22日に連立与党各党が、首相によって新たに提示された政策綱領文書に合意したことなどを考慮した上で、現内閣の政権継続が可能^(注19)であると判断し、24日に声明を発表し、辞職の受領を拒否した上で、プローディ首相に引き続き政権を担当するよう指示^(注20)した。

なお、プローディ内閣に対する信任決議案が、2月28日に上院で、3月2日に下院で、それぞれ賛成多数で可決され、プローディ内閣は政権維持に成功^(注21)した。

2 総選挙を実施せず、新たな首相候補者に組閣を要請

2008年1月、マステッラ党首(法相)の汚職スキャンダルがきっかけで上院で3議席を有する欧州民主連盟が連立与党から離脱したことにより、連立与党は上院で過半数を割り込み、プローディ内閣は再び危機に陥った。プローディ首相は、1月22日、政権維持を目指して上下両院で信任決議案の採決を要求したところ、23日に下院では可決された^(注22)が、24日に上院では否決^(注23)された。同日、プローディ首相は大統領府にナポリターノ大統領を訪ね、上院での信任決議案の否決について説明し、辞表を提出したが、大統領は、辞表の取扱いを保留した上で、翌25日午後から善後策について関係者との協議を開始^(注24)すると表明した。

協議はまず、1月25日午後17時から17時45分まで上院議長と、引き続いて18時30分まで下院議長との間で行われた。これに引き続いて、同日18時30分から19時30分頃まで、また、同26日9時から13時頃まで、同28日の9時から13時頃まで、同29日の10時30分から12時30分頃までおよび17時から19時頃までにわたる4日間に、上下両院議長のほか、19組の会派代表者、3名の大統領経験者(終身上院議員)との間で協議が行われた。その結果を踏まえ、1月30日、

大統領は、不安定な政権創出の原因と目されていた選挙制度の改革を主眼とした暫定内閣の組閣を、マリーニ上院議長に要請すると発表した。^(注25)しかし、2月4日18時30分から大統領と会談したマリーニ議長は、調整が不調に終わったことを報告し、組閣の委任を辞退した。^(注26)

この結果を受け、大統領は議会の解散を決意し、憲法第88条に基づいて、2月5日18時からマリーニ上院議長と、同日19時からベルティノッティ下院議長と会談した上で、翌6日、両議院の解散を定める大統領令(後掲法令3)、4月12日、13日の総選挙実施と、総選挙後最初の議会開会日を4月29日と定める大統領令(後掲法令4)に署名した。

3 総選挙後の組閣要請

4月13日、14日に実施された総選挙の結果、中道右派連合が、上院で168議席、下院で340議席を得て上下両議院で安定多数を確保し、勝利を得た。この状況下で、2008年5月5日、ナポリターノ大統領は、翌6日午後から7日にかけて組閣に向けた協議を行うと発表した。^(注27)6日は、16時から19時頃までにかけて、上下両院の議長、会派代表者など7組と会談、7日は、9時から13時頃まで上下両院の会派代表者など5組と、16時から17時30分頃までに大統領経験者(終身上院議員)3名と会談し、協議を行った。^(注28)

5月7日、この一連の協議の結果を受けて、大統領府事務総長は、ナポリターノ大統領が18時45分にベルルスコーニ下院議員を招請すると発表した。^(注29)同日夕刻、これに応じて大統領府を訪れた同下院議員は、大統領からの組閣要請に対し、その場でこれを受諾し、閣僚名簿を提出した。^(注30)これを受けて大統領は、①プロディ内閣の辞表受領の大統領令(後掲法令5)、②ベルルスコーニ下院議員を首相に任命する大統領令(後掲法令6)、③ベルルスコーニ下院議員の提案に基づいて全閣僚を任命する大統領令(後

掲法令7)に署名している。翌8日には、大統領府において、大統領の面前で、首相および全閣僚が宣誓を行い、正式に第4次ベルルスコーニ内閣が発足した。^(注31)

最後に、第4次ベルルスコーニ内閣が、上下両議院の信任を受ける過程について概観する。内閣が作成した政策綱領は、2008年5月13日10時16分から30分弱をかけて、ベルルスコーニ首相によって下院で公表され、上院に対しては、慣例に従い、政策綱領声明として文書で提出した。^(注32)この政策綱領について、下院では、5月13日から14日にかけて討論の上、14日正午過ぎに信任動議案(後掲議案1)が記名投票で採決され、出席議員611に対し、1名が棄権、投票総数610、賛成335、反対275で可決された。また、上院では、5月14日から15日にかけて討論の上、15日午後、信任動議案(後掲議案2)について記名投票で採決され、出席議員313に対し、投票総数312、賛成173、反対137、棄権2で可決された。こうして、第4次ベルルスコーニ内閣は、本格的な活動を開始したのである。

おわりに

以上見てきたとおり、イタリア大統領は、内閣存立の危機に際し、法令上の根拠はないながらも慣例上確立された手順に従って行動する一方、当時の政治的状況が許す範囲という制約があるとはいえ、明確に自らの意思で方向性を見出し、協議を行い得ると言えよう。このような例として、結果的には失敗したが、上記マリーニ上院議長への組閣要請が挙げられる。また、それ以前では、1994年12月の連立与党であった北部同盟の離脱によるベルルスコーニ政権の危機に際し、当時のスカルファロ大統領が、激しい対立が生じていた当時の政治状況と、財政再建等の重要な政治課題に早急に取り組む必要性を考慮し、議会の解散と総選挙の実施を求めたベルルスコーニ首相の主張を退け、元イタリ

ア銀行副総裁からベルルスコーニ政権で国庫相に転じた民間人であるランベルト・ディーニ氏^(注33)に組閣を要請した例が挙げられる。

2008年総選挙の結果、イタリアは、期せずして長年の政治課題であった政党の二極化を一定程度達成することになった。とはいえ、現在の上院の選挙制度などを踏まえると、今後も恒常的に安定した政権を確立できるか否かは定かではない。^(注34)こうした状況下では、今後も内閣存立の危機が生じかねず、そのような局面では大統領の役割が再び注目を集めることになるだろう。

* 調査及び立法考査局イタリア法研究会: 嶋田真智恵、寺倉憲一、萩原愛一(代表)、間柴泰治、山岡規雄。なお、解説部分を間柴が、翻訳部分をイタリア法研究会が担当した。

参考文献 *注に掲げたものは除く。

- ・石井五郎ほか『世界の議会(4) ヨーロッパ(I)』ぎょうせい, 1983, pp.79-113.
- ・Maurizio Cotta, Luca Verzichelli, *Political Institutions in Italy*, Oxford University Press, 2007, pp.103-136.
- ・*Gazzetta Ufficiale della Repubblica Italiana (Serie general)*, No.108, 2008.5.9.
- ・*Gazzetta Ufficiale della Repubblica Italiana (Serie general) (Supplemento ordinario)*, No.31, 2008.2.6.

注

(1) この例外は、2005年9月18日実施の総選挙後の状況である。事前に想定された連立枠組みでは、二大政党であるキリスト教民主同盟(連邦議会では、キリスト教社会同盟と統一会派を組む。)と社会民主党のいずれも過半数を確保することができず、さまざまな連立枠組みが協議された結果、両党が大連立政権を樹立することになったものである。大連立成立の焦点は、いずれの首相候補が首相に就任するかであったが、キリスト教民主同盟のメルケル党首が

首相となり、社会民主党が重要閣僚を占めることで妥協が成立した。

- (2) なお、わが国においてこのような状況になった場合の対処は、もっぱら政党間協議に委ねられる。比較第一党であった自民党が下野し、細川政権が成立した平成5年7月18日実施の第40回総選挙後の政治状況がその一例である。
- (3) 池谷知明「イタリア政治のゆくえ 一〇〇八年上下両院選挙とベルルスコーニ政権の誕生一」『改革者』575号, 2008.6, p.19; 馬場康雄・平島健司編『ヨーロッパ政治ハンドブック』東京大学出版会, 2000, p.40.
- (4) なお、2005年の選挙関連法の改正によって、下院議員総選挙においては、首相候補者の明示が法律上義務付けられている(芦田淳「イタリアにおける選挙制度改革」『外国の立法』230号, 2006.11, p.133.)。
- (5) 内閣不信任案が可決された場合も考えられるが、イタリアでは現在まで例がない。
- (6) こうした内閣総辞職または内閣不信任後の状態をイタリアでは「内閣の危機(crisi di governo)」という(Teresi Francesco, *Le istituzioni repubblicane. Manuale di diritto costituzionale*, Torino: Giappichelli, 2002, p.284.)。
- (7) 憲法第92条は、首相の提案に基づいて各大臣を大統領が任命することを規定する。なお、首相は各大臣の罷免権を持たない(池谷知明「イタリアの首相」猪口孝・大澤真幸ほか『政治学事典』弘文堂, 2000, p.63.)。
- (8) *La formazione del Governo* (イタリア内閣総理大臣府ウェブサイト)
<<http://www.palazzochigi.it/Governo/Struttura/formazione.html>>
- (9) 最近の例は、以下の大統領府ウェブサイトの記事を参照。*Calendario delle Consultazioni a seguito delle dimissioni del Governo Prodi* (2008.1.25.)
<<http://www.quirinale.it/Comunicati/Comunicato.asp?id=34853>>; *Calendario delle consultazioni a seguito delle dimissioni del governo Prodi* (2007.2.22.)

- <<http://www.quirinale.it/Comunicati/Comunicato.asp?id=32257>>; *Calendario delle Consultazioni per la formazione del nuovo Governo* (2008.5.6.)
- <<http://www.quirinale.it/Comunicati/Comunicato.asp?id=35729>>
- (10) 協議を行う相手方、協議を行う順などは、大統領によって決められる (*op.cit.*(8))。ナポリターノ大統領は、最初に上下両議院議長と、次に各党派代表者と、最後に大統領経験のある終身上院議員と会談している。
- (11) 「打診委任 (mandato esplorativo)」と呼ばれる。
(*op.cit.*(6), p.285.)
- (12) なお、この委任が行われた旨は、大統領府から公表される。
- (13) *op.cit.*(8)
- (14) 政策綱領は、首相が委任を受けた際の協議に当たり締結された連立協定を考慮に入れなければならないが、完全に一致させる必要はないとされている (*op.cit.*(6), pp.286-287.)。
- (15) フォルラーニ (Forlani) 内閣 (1980年10月) より以前は、両議院で口頭により行われていた (*op.cit.*(6), p.286.)。
- (16) *Il Presidente Napolitano ha ricevuto il Presidente del Consiglio Prodi che ha rassegnato le dimissioni del Governo* (2007.2.21.)
<<http://www.quirinale.it/Comunicati/Comunicato.asp?id=32251>>
- (17) 大統領経験者は、辞退しない限り、法律上当然に終身上院議員となる。(憲法第59条第1項)。
- (18) 以下の大統領府ウェブサイト内の記事を参照。
<<http://www.quirinale.it/attivita/consultazioni/dic-crisi22feb07/crisi22feb07.htm>>
- (19) 「伊上院、首相を信任」『朝日新聞』2007.3.1, 夕刊
- (20) *Il Presidente Napolitano respinge le dimissioni del Governo Prodi e lo rinvia al Parlamento* (2007.2.24.) (大統領府ウェブサイト)
<<http://www.quirinale.it/Comunicati/Comunicato.asp?id=32329>>
- (21) 「プロディ内閣、伊下院も信任 政権危機、収束へ」『朝日新聞』2007.3.3.
- (22) 「伊首相 信任投票前に辞任か」『朝日新聞』2008.1.24, 夕刊
- (23) 「プロディ首相辞任 イタリア上院、信任否決」『朝日新聞』2008.1.25, 夕刊
- (24) *Il Presidente Napolitano ha ricevuto il Presidente del Consiglio Prodi che ha rassegnato le dimissioni del Governo* (2008.1.24.) (大統領府ウェブサイト)
<<http://www.quirinale.it/Comunicati/Comunicato.asp?id=34850>>
- (25) *Dichiarazione del Presidente della Repubblica al termine delle Consultazioni* (2008.1.30.) (大統領府ウェブサイト)
<<http://www.quirinale.it/Comunicati/Comunicato.asp?id=34942>>
- (26) *Il Presidente Napolitano ha ricevuto il Presidente del Senato Marini che ha riferito sull'esito dell'incarico conferitogli* (2008.2.4.) (大統領府ウェブサイト)
<<http://www.quirinale.it/Comunicati/Comunicato.asp?id=34981>>; *DICHIARAZIONE DEL PRESIDENTE MARINI AL TERMINE DELL'INCONTRO CON IL PRESIDENTE DELLA REPUBBLICA GIORGIO NAPOLITANO* (2008.2.4.) (大統領府ウェブサイト)
<http://www.quirinale.it/attivita/consultazioni/crisi24gen2008/testi/04_02_marini.htm>
- (27) *Consultazioni del Presidente Napolitano per la formazione del nuovo Governo* (2008.5.5.) (大統領府ウェブサイト)
<<http://www.quirinale.it/Comunicati/Comunicato.asp?id=35726>>
- (28) この間の経過については、以下の大統領府ウェブサイト内の記事を参照。
<<http://www.quirinale.it/attivita/consultazioni/ConsMaggio2008/consaggio2008.htm>>
- (29) *Il Presidente Napolitano ha convocato al Palazzo del Quirinale l'on. Silvio Berlusconi* (2008.5.7.) (大統領府ウェブサイト)

<<http://www.quirinale.it/Comunicati/Comunicato.asp?id=35748>>

- (30) *Il Presidente Napolitano ha conferito l'incarico di formare il nuovo Governo all'Onorevole Silvio Berlusconi che ha accettato l'incarico e presentato la lista dei Ministri* (2008.5.7.) (大統領府ウェブサイト)

<<http://www.quirinale.it/Comunicati/Comunicato.asp?id=35760>> なお、委任段階での組閣名簿の提示は初めてのこととされる(「イタリア ベルルスコーニ首相指名 新政権きょう発足」『東京新聞』2008.5.8, 夕刊)。

- (31) *Giuramento del Governo Berlusconi* (2008.5.8.) (大統領府ウェブサイト)

<<http://www.quirinale.it/Comunicati/Comunicato.asp?id=35776>>

- (32) ただし、ベルルスコーニ首相は、政策綱領に関して上院で短い演説を行っている。

- (33) 池谷 前掲注(3), p.19; 「伊新内閣、上院も信任、正式発足『財政』『選挙』の暫定政権に」『日本経済新聞』1995.2.2.

- (34) 芦田淳「海外法律情報 イタリア 2008年総選挙 選挙法の評価」『ジュリスト』1357号, 2008.6.1, p.135.

関連法令翻訳

【法令1】

イタリア共和国憲法(抄)

第61条

第1項 新たな議院の総選挙は、前の議院の任期が終了した日から70日以内に実施される。その最初の会議は、総選挙から20日以内に開く。

第2項 新たに議院が集会するまでは、前の議院の権限が延長される。

第87条

第3項 共和国大統領は、新たな議院の総選挙を公示し、その最初の会議の日を決定する。

第88条

第1項 共和国大統領は、両議院の議長の意見を聴いた上で、両議院又はいずれかの議院のみを解散することができる。

第2項 共和国大統領は、その任期満了前6か月以内は、その期間の全部又は一部が立法期末前6か月と一致する場合を除いて、前項の権限を行使することができない。

第92条

第1項 共和国政府は、内閣総理大臣及び大臣により組織され、ともに内閣を構成する。

第2項 共和国大統領は、内閣総理大臣を任命し、内閣総理大臣の提案に基づき、大臣を任命する。

第93条

内閣総理大臣及び大臣は、就任に先立ち、共和国大統領の面前で宣誓を行う。

第94条

第1項 政府は、両議院の信任を有しなければならない。

第2項 各議院は、理由を付し、記名投票により表決された動議を通して、信任を与え、又は拒否する。

第3項 政府は、成立後10日以内に、信任を得るために両議院に出席する。

第4項 政府の提案に対する一議院又は両議院による否決は、政府に辞職を義務づけるものではない。

第5項 不信任の動議は、少なくとも一議院の構成員の10分の1の署名を得なければならず、その提出から3日を超えなければ、討議に付すことはできない。

【法令2】

政府の活動及び内閣総理大臣府の制度の規律について定める1988年8月23日の法律第400号(抄)

第1章 政府の機関

第1条(政府の機関—宣誓文)

第1項 共和国政府は、内閣総理大臣及び大臣により構成され、内閣総理大臣及び大臣は、一体として内閣を組織する。

第2項 内閣総理大臣を任命する命令は、前任の政府の辞表を受理する命令とともに、その任命された者によって副署される。

第3項 内閣総理大臣及び大臣は、その就任に先立ち、共和国大統領の面前で、次のとおり宣誓する。

「私は、共和国に対して忠誠を誓い、憲法及び法律を誠実に遵守し、もっぱら国民のために自らの職務を行うことを誓います。」

【法令3】

2008年2月6日の共和国大統領令第19号

上院及び下院の解散

共和国大統領は、憲法第88条にかんがみ、上院議長及び下院議長の意見を徴し、

命令する。

上院及び下院を解散する。

この命令は、国璽を印し、イタリア共和国の公式法令集に収録される。何人もこの命令を遵守するとともに、遵守させる義務を負う。

2008年2月6日付け、ローマ

ナポリターノ

内閣総理大臣 プローディ

承認 国璽尚書(臨時代理) プローディ

【法令4】

2008年2月6日の共和国大統領令第20号

下院及び上院の選挙のための集会の召集

共和国大統領は、下院及び上院を解散する本日付け大統領令にかんがみ、

憲法第61条及び第87条第3項の規定にかんがみ、

下院の選挙のための規範に関する1957年3月30日の大統領令第361号にその後の改正を反映させた現行規定にかんがみ、

上院の選挙のための規範に関する1993年12月20日の立法命令第533号にその後の改正を反映させた現行規定にかんがみ、

2008年2月6日の会議においてなされた閣議決定にかんがみ、

内閣総理大臣及び内務大臣の発議に基づき、次の命令を制定する。

下院及び上院の選挙のための集会は、2008年4月13日日曜日及び同14日月曜日の両日に召集される。

両議院の最初の会議は、2008年4月29日火曜日に開く。

この命令は、国璽を印し、イタリア共和国の公式法令集に収録される。何人もこの命令を遵守するとともに、遵守させる義務を負う。

2008年2月6日付け、ローマ

ナポリターノ

内閣総理大臣 プローディ

内務大臣 アマート

承認 国璽尚書(臨時代理) プローディ

【法令5】

2008年5月7日の共和国大統領令

内閣総理大臣及びその他大臣の辞任の受理

共和国大統領は、憲法第92条にかんがみ、政府の活動及び内閣総理大臣府の制度の規律について定める1988年8月23日の法律第400号第1条第2項にかんがみ、

内閣総理大臣が2008年1月24日付けで内閣総理大臣の名において、及び当該内閣の大臣の名において提出した辞表を受理したことを考慮し、命令する。

ロマーノ・プローディ内閣総理大臣が2008年1月24日に内閣総理大臣の名において、及び当該内閣の大臣の名において提出した辞表を受理する。

この命令は、登録のために会計検査院へ通知される。

2008年5月7日付け、ローマ

ナポリターノ

内閣総理大臣 ベルルスコーニ

2008年5月9日会計検査院に登録

総務関連省庁、内閣総理大臣府、登録簿第5番131冊

【法令6】

2008年5月7日の共和国大統領令

内閣総理大臣の任命

共和国大統領は、憲法第92条にかんがみ、政府の活動及び内閣総理大臣府の制度の規律について定める1988年8月23日の法律第400号第1条第2項にかんがみ、

ロマーノ・プローディ内閣総理大臣が2008年1月24日に内閣総理大臣の名において、及び当該内閣の大臣の名において提出した辞表を受理した本日の命令にかんがみ、

シルヴィオ・ベルルスコーニ下院議員が2008

年5月7日に与えられた組閣の委任を受諾したことを考慮し、命令する。

シルヴィオ・ベルルスコーニ下院議員を内閣総理大臣に任命する。

この命令は、登録のために会計検査院へ通知される。

2008年5月7日付、ローマ

ナポリターノ

内閣総理大臣 ベルルスコーニ

2008年5月9日会計検査院に登録

総務関連省庁、内閣総理大臣府、登録簿第5番133冊

【法令7】

2008年5月7日の共和国大統領令

大臣の任命

共和国大統領は、憲法第92条にかんがみ、政府の活動及び内閣総理大臣府の制度の規律について定める1988年8月23日の法律第400号にかんがみ、

国の年度予算及び複数年度予算の作成に関する規定について定める2007年12月24日の法律第244号第1条第376項及び第377項にかんがみ、内閣総理大臣の提案に基づいて、命令する。

- a) エリオ・ヴィート下院議員
- b) ウンベルト・ボッシ下院議員
- c) ロベルト・カルデローリ下院議員
- d) ラッファエレ・フィット下院議員
- e) マリア・ロザリア・カルファーニャ下院議員
- f) アンドレア・ロンキ下院議員
- g) レナート・ブルネッタ下院議員
- h) ジャンフランコ・ロトンディ下院議員
- i) ジョルジャ・メローニ下院議員

を、無任所大臣に任命する。

フランコ・フラッティーニ下院議員を、外務大臣に

ロベルト・マローニ下院議員を、内務大臣に

アンジェリーノ・アルファーノ下院議員を、法務大臣に

イニャツィオ・ラ・ルッサ下院議員を、国防大臣に

ジュリオ・トレモンティ下院議員を、経済・財政大臣に

クラウディオ・スカヨラ下院議員を、経済発展大臣に

ルカ・ザイア氏を、農林政策大臣に

ステファニア・プレスティジャコモ下院議員を、環境・国土保全・海洋保全大臣に

アルテロ・マッテオーリ上院議員を、社会基盤・運輸大臣に

マウリツィオ・サッコーニ上院議員を、労働・保健・社会政策大臣に

マリアステッラ・ジェルミニ下院議員を、教育・大学・研究大臣に

サンドロ・ボンディ上院議員を、文化財・文化活動大臣に任命する。

この命令は、登録のために会計検査院へ通知される。

2008年5月7日付、ローマ

ナポリターノ

内閣総理大臣 ベルルスコーニ

2008年5月9日会計検査院に登録

総務関連省庁、内閣総理大臣府、登録簿第5番第134冊

【議案1】

動議

下院は、内閣総理大臣の政策綱領を聴取したので、これを承認し、議事日程に復する。

(1-00003)「チッキット、コータ、ロ・モンテ」

【議案2】

信任動議

(1-00002) (2008年5月14日)

ガスパリ、ブリコロ、ピストリオ上院は、内閣総理大臣の政策綱領を聴取したので、これを承認し、議事日程に復する。